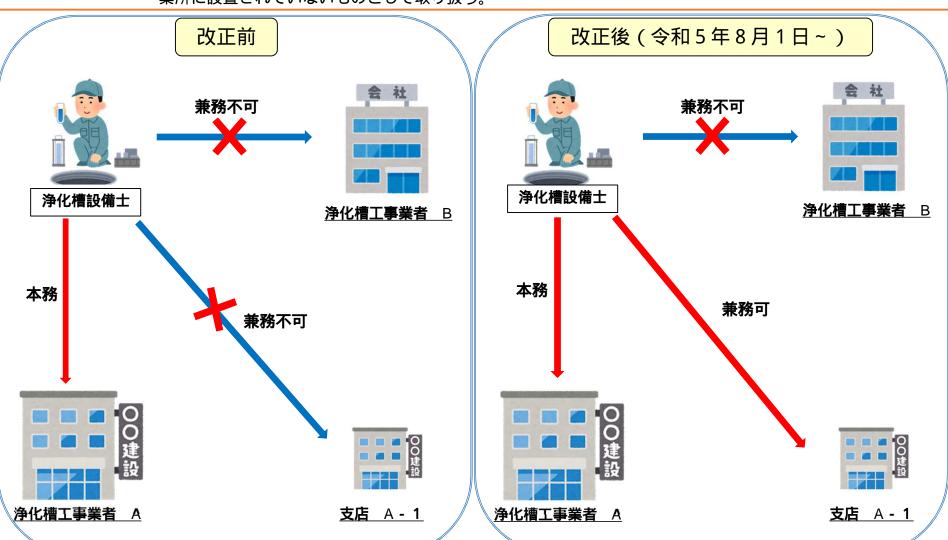
浄化槽設備士の設置(兼務)について



デジタル技術等の活用を含め、実質的に職務に影響がない場合は、他営業所(他の浄化槽工事業者の営業所は含まない。)との兼務を行うことは可能。

設備士の住所又は勤務地が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上、通勤不可能な場合は、営業所に設置されていないものとして取り扱う。



本務浄化槽工事業者に所属している事実を確認(非常勤でも可)した上で、他営業所への兼務可否を判断。 なお、他の浄化槽工事業者への兼務は認められない。